

一般社団法人 西日本飲料水管理協会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人西日本飲料水管理協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市南区清水2丁目6番14号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、飲料水槽の清掃及び管理に関する技術の向上及び知識の普及並びに広く飲料水管理業者の健全な育成に努め、その重要性を啓蒙することを目的とする。

第2章 会員及び会費

(種別)

第4条 会員は、次の通りとする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した、飲料水槽の清掃管理業を主たる業務として営む法人又は個人。

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、別に定めるところにより、入会申込書を会長（代表理事）に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

入会金及び会費は次のとおりとする。

【入会金】 正会員 50,000円

【会費】 正会員 年額72,000円

会費の納入は、年一括又は半年もしくは毎月に分けて指定口座へ振り込みとする。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、会長（代表理事）に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- 3 会員が会費を3ヶ月以上納入しないときは、当該期間を経過した日に退会したものとみなす。

ただし、役員会において、審査の上特別の事情があると認めた場合はこの限りでない。

(除名)

第8条 会員が当会の名誉を棄損し、若しくは秩序を乱し、又は当会の事業を妨げる行為をしたときは、総会において出席会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

ただし、総会は、議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 事業

(事業)

第9条 この法人は福岡県内ならびに九州地区全体において、会の事業を推進するため、飲料水槽の清掃及び管理についての調査研究、会員相互の連絡調整その他必要な事業を行う。

第4章 役員

(役員を選任及び職務)

第10条 この法人に次の役員と会計監査役を置く。

会長（代表理事）	1名
副会長（理事）	1名
幹事（理事）	3名以上6名以内
会計監査役	1名

- 2 会長（代表理事）は、会に属する事務を管理し、会を代表する。
- 3 副会長（理事）は、会長（代表理事）を補佐し、会長（代表理事）に事故等あるときはその職務を代行する。

- 4 幹事（理事）は会の重要事務を審議し、会長（代表理事）及び副会長（理事）に事故等あるときは、役員会においてあらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。
- 5 会計監査役は、民法第59条の職務を行う。

（任期）

- 第11条 役員任期は2年とする。
ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
 - 3 役員は辞任した場合、又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 会議

（種別）

- 第12条 この法人の会議は、総会及び役員会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（構成）

- 第13条 総会は、全ての会員をもって構成する。
- 2 役員会は、役員をもって構成する。

（権能）

- 第14条 総会は、この会則に別段の定めあるもののほか、次の事項を議決する。
- （1）会則及び諸規程の改廃
 - （2）役員改選
 - （3）除名の承認
 - （4）事業計画及び事業報告の承認
 - （5）予算及び決算の承認
 - （6）その他必要と認めた事項の議決

- 2 役員会は、この会則に別段定めあるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第15条 総会は、毎年5月に開催する。

- 2 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき開催する。
- 3 役員会は、定期的で開催する。又は会長（代表理事）が必要と認めたとき役員3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき、開催する。

(招集)

第16条 総会及び役員会は、会長（代表理事）がこれを招集する。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選任する。

- 2 役員会の議長は、会長（代表理事）がこれに当る。

(定足数)

第18条 会議は、総会においては正会員、役員会においては役員2分の1以上の出席により成立する。

(議決)

第19条 会議の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(代理人表決)

第20条 やむを得ない事由のため、会議に出席できない正会員又は役員は、あらかじめ通知された事項について、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の会則の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は役員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数又は役員の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) その他重要事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は役員の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

(事務局)

第22条 この法人に会務執行のため、事務局を置く。

- 2 事務局長は会長（代表理事）が任命する。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、役員会が別に定める。

(資産の構成)

第23条 会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第24条 資産は会長(代表理事)が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(経費の支弁)

第25条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第26条 この法人の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は財産目録とともに会計監査役の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第27条 やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、通常総会の日まで前年度の予算を執行する。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第28条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

(委任)

第29条 この法人の細則について、必要な事項は会細則で別に定める。
ただし、会則の制定及び改廃は、総会の承認を得なければ効力を有しないものとする。

【 附 則 】

この会則は、平成26年5月 1日から施行する。

一般社団法人 西日本飲料水管理協会

会 則